

長崎市社会福祉協議会災害ボランティア事前登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人長崎市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が、災害発生時に自発的に被災者支援活動等を希望する個人及び団体が迅速かつ効果的な被災者支援活動等を行えるように事前に登録（以下、「事前登録」という。）を行い、平常時においても相互連携等について必要な事項を定めるものとする。

(事前登録要件)

第2条 本会に災害ボランティアとして事前登録できる者は、次のとおりとする。

- 2 災害ボランティア活動に理解と熱意があり、自発的な意思で活動を希望する個人、並びにそれらの者で構成される団体とする。
- 3 事前登録できる年齢は、登録しようとする日において18歳以上である者とする。

(登録方法)

第3条 事前登録を希望する個人、並びに団体は、「災害ボランティア事前登録申込書（様式1-1又は1-2）」（以下、「申込書」という。）に必要な事項を記入の上、本会へ提出する。

- 2 申込書を本会が受け付けた日を登録日とする。

(登録の期間及び更新)

第4条 前条の規定により登録された者（以下、「登録者」という。）の登録期間は登録日の翌年度の末日までとする。

- 2 登録者が登録の更新を希望する場合は、登録期間内に「事前登録情報更新・変更届（様式2-1又は2-2）」を本会へ提出し、更新の手続きを行うものとする。

(登録の変更)

第5条 登録者は登録内容に変更が生じた場合は、速やかに本会へ「事前登録情報更新・変更届（様式2-1又は2-2）」を提出するものとする。

(登録の抹消)

第6条 本会は次のいずれかに該当する場合は、登録を抹消するものとする。

- (1) 登録者が事前登録の辞退を申し出たとき。
- (2) 登録者が登録の更新を行わず、登録期間が過ぎたとき。
- (3) 登録者が公序良俗に反する行為やボランティアとしてふさわしくない行為をしたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本会が登録者として不適格と認めるとき。

(要請)

第 7 条 本会が災害の規模を問わず、原則として長崎市内での災害発生時に災害ボランティアの活動が必要と判断した際に登録者に支援要請を行う。

(情報提供)

第 8 条 本会は登録者に対して、次の情報を提供する。

全登録者へ提供

- (1) 災害発生時における災害ボランティアの募集情報
- (2) その他、災害時の活動に有益な情報

2 原則として長崎市に在住している個人及び拠点がある団体のみへ提供

- (1) 災害ボランティア活動における研修会・訓練等の情報

(ボランティア活動保険の加入)

第 9 条 登録者が災害ボランティア活動を行う場合は、活動中の事故に備え、ボランティア活動保険に加入するものとする。

2 ボランティア活動保険未加入の登録者が本会の要請で原則として長崎市内で災害ボランティア活動を行う場合の必要最低限のボランティア活動保険料は本会が負担する。

(個人情報の取り扱い)

第 10 条 登録者の個人情報は、第 1 条の趣旨を達成するためにのみ利用し、本人の同意がある場合に限り、災害発生時の連絡及び支援活動に必要な範囲のみ、他の関係機関に提供し、又は連絡調整に利用することができる。

(補償)

第 11 条 登録者が災害ボランティア活動時に被った事故等による補償は第 9 条のボランティア活動保険の適用範囲で対応するものとする。

2 本会は、登録者または第三者が災害ボランティア活動時に被った事故及び補償等については、その責めを負わないものとする。

(その他)

第 12 条 災害発生時及び発生後のボランティア登録についても、この要綱に準じる。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会の会長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は令和 4 年 7 月 13 日から施行する。